

2 4 4 - 2 1 5 1  
平成 2 5 年 2 月 1 9 日

指定障害児通所支援事業者 殿  
指定障害児入所施設等設置者 殿

宮崎県障害福祉課長  
(公印省略)

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準  
該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の  
施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律（地域主権改革一括法）により、児童福祉法が改正され、こ  
れまで厚生労働省令により全国一律で定められていた障害児通所支援事業所等  
の人員、設備及び運営に関する基準等について、県が条例で定めることとされ  
ました。

このことについて、県では新たに「宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害  
児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等  
に関する条例」及び「宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並  
びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規  
則」を定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

この条例及び規則により定める基準の趣旨及び内容は別紙のとおりとなりま  
すので、御理解の上、引き続き適切な障害児通所支援事業所及び障害児入所施  
設の運営に努めていただきますようお願いいたします。

障がい児支援・管理担当 鈴木

TEL : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 6 8

FAX : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 0

E-mail : [suzuki-nobuhiro@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:suzuki-nobuhiro@pref.miyazaki.lg.jp)

(別紙：説明資料)

平成25年2月19日  
宮崎県障害福祉課

指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する新たな条例等の施行について

### 第1 条例等の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革一括法）により、児童福祉法（以下「法」という。）が改正され、これまで厚生労働省令により全国一律で定められていた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等について、県が条例で定めることとされました。

これに伴い、以下の条例及び規則（以下「条例等」という。）が平成25年4月1日から施行されます。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第57号）  
宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第48号）

### 第2 条例等の対象となる事業・施設

条例等の対象となる事業・施設は、宮崎県内に事業所を置く下表に掲げる事業・施設となります。

条例等の対象となる事業・施設	内容
指定障害児通所支援の事業	法第21条の5の3第1項の規定に基づく指定（更新を含む。）を受けた事業
指定障害児入所施設等	法第24条の2第1項の規定に基づく指定（更新を含む。）を受けた指定障害児入所施設等
基準該当通所支援の事業	法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（基準該当事業所により提供されるものに限る。）の事業

**第3 指定申請等における申請者の法人格の有無（条例第3条）**

指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設の指定（更新を含む。）を受ける場合について、申請者は法人に限ることとしています。

**第4 条例等で定める事業・施設の基準について（条例第4条から第6条、規則第4条から第6条）**

条例等で定める事業・施設の人員、設備及び運営に関する基準については、本県独自の基準として定める「非常災害対策」（第5参照）及び「障害児の人権の擁護・虐待防止」（第6参照）を除いて、これまでと同様に国が厚生労働省令で定める全国一律の基準とします（下表参照）。

事業又は施設の名称	厚生労働省令の名称
指定障害児通所支援の事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）
指定障害児入所施設等	「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）」
基準該当通所支援の事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）  (注) 基準該当通所支援の事業には、本県独自の基準として定める「非常災害対策」（第5参照）及び「障害児の人権の擁護・虐待防止」（第6参照）は適用されません。

**第5 非常災害対策（規則第2条（本県独自の基準））**

1 趣旨

非常災害対策について、以下のとおり本県独自の基準を定めました。

非常災害対策を講ずる場合に障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮すること（努力義務）  
県又は市町村が実施する災害時要援護者に係る防災対策への協力に努めること（努力義務）

2 本県独自の基準を定める理由

本県では、平成23年3月に発生した東日本大震災等を踏まえ、障がい者及び高齢者を含む災害時要援護者への取り組みを進めるため、「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」（平成24年3月宮崎県福祉保健部障害福祉課）を定めました。

この取り組みを踏まえ、更に社会福祉施設等における防災対策を強化す

るため、非常災害対策について本県独自の基準を定めることとしました。

「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」は県庁HP  
(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/shogai/shogai-fukushi/page00186.html>) からダウンロードすることができます。

### 3 具体的な内容

- (1)非常災害対策を講ずる場合に障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮すること（努力義務）

厚生労働省令が定める消火設備その他の必要な設備の設置、具体的な計画の立案、避難訓練等の非常災害対策を講ずる場合には、下表のような配慮を行うことが努力義務となります。配慮の内容を検討する場合には、「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」を御活用ください。

なお、これらの取り組みは事業所・施設の実態に応じて、可能な範囲から取り組みを行っていただきますようお願いします。

厚生労働省令が定める 非常災害対策（義務）	配慮の内容（努力義務(例)）
消火設備その他の非常災害対策について必要な設備を設ける	視覚障害者や聴覚障害者のための点滅型誘導音装置付き誘導灯の設置を行うこと等
非常災害に関する具体的な計画を立てる	計画を立てる際に、障害児の障害特性に応じた避難方法・避難経路の設定、避難誘導などを位置付けること等
非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う	訓練を行う際に、障害児の障害特性に応じた避難方法、避難誘導などを訓練すること等

- (2)県又は市町村が実施する災害時要援護者に係る防災対策へ協力するよう努めること（努力義務）

条例の対象となる事業・施設を営む事業者は、地域福祉の推進の担い手として、県又は市町村が実施する災害時要援護者（障がい者、高齢者等で災害時に特別な援護を要する者をいう。）に関する防災対策について、下表に例示する協力を行うことが努力義務となります。

なお、これらの取り組みは事業所・施設の実態に応じて、可能な範囲から取り組みを行っていただきますようお願いします。

#### （協力の具体例）

- 県又は市町村が実施する防災訓練に参加すること
- 県又は市町村が実施する防災に関する研修会等に参加すること
- 市町村との間で福祉避難所の協定を締結すること

## 第6 障害児の人権擁護・虐待防止（規則第3条（本県独自の基準））

### 1 趣旨

障害児の人権擁護・虐待防止について、以下のとおり本県独自の基準を定めました。

管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること（義務）  
管理者又は従業者に対し、研修を実施すること（義務）

### 2 本県独自の基準を定める理由

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第15条では、障害者福祉施設の設置者等に研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の施設従事者等による障害者虐待の防止等の措置を講ずることが義務付けられております。

これを踏まえ、本県では、障害児の人権擁護・虐待防止を進めるため本県独自の基準を定めることとしました。

### 3 具体的な内容

#### (1) 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること（義務）

管理者・従業者について、少なくとも2年から3年に1回以上の頻度で1名以上の者に「県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修」を受講させることが義務となります。

なお、「県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修」については、年度毎に通知等でお知らせすることとします。

#### (2) 管理者又は従業者に対し、研修を実施すること（義務）

管理者又は従業者の全員を対象として、年1回以上の障がい者の権利擁護・虐待防止のための研修を実施することが義務となります。

なお、研修にあたっては「県が実施する障がい者権利擁護・虐待防止研修」の参加者を講師とすること等により最新の知見に基づいた研修を提供ください。

### 4 障害者虐待防止法第15条と本県独自基準の関係

本県独自の基準は、障害者虐待防止法第15条に定める研修実施の義務の一部に含まれております。同条では、研修以外について苦情処理の体制整備その他の施設従事者等による障害者虐待の防止等の措置を講ずることが義務付けられております。

務付けられております。本県独自基準の履行と併せて、障害者の権利擁護・虐待防止のための適切な取り組みを行っていただきますようお願いします。

#### 第7 条例等の対象となる事業・施設における本県独自基準の履行状況の確認について

条例の対象となる事業・施設における本県独自基準の実施状況については、厚生労働省令で定められた基準と同様に実地指導の際に確認を行っていくこととなります。

#### 第8 施行日

条例等については、平成25年4月1日から施行されます。それまでの間については、厚生労働省令が適用されますので御注意ください。

---

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**宮崎県条例第57号**

**宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例**  
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく省令で使用する用語の例による。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件)

第 3 条 法第21条の 5 の15第 2 項第 1 号（法第21条の 5 の16第 4 項、第24条の 9 第 2 項及び第24条の10第 4 項で準用する場合を含む。）の

条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定通所支援の事業等の一般原則）

第 4 条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等（基準該当通所支援の事業を行う者を含む。）は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第 5 条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。

（規則への委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

---

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第48号

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第57号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常災害対策)

第2条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、非常災害対策を講ずるに当たっては、当該指定障害児通所支援事業者等及び当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者(宮崎県防災対策推進条例(平成18年宮崎県条例第52号)第2条第6号に規定する災害時要援護者をいう。)に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。

(障害児の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)

第3条 条例第4条第4項及び第5条第4項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めること。
- (2) 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること。
- (3) 管理者又は従業者に対し、研修を実施すること。

(指定通所支援の事業の基準)

第4条 前2条に定めるもののほか、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定めるとおりとする。

(指定障害児入所施設等の基準)

第5条 第2条及び第3条に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)に定めるとおりとする。

(基準該当通所支援の事業の基準)

第6条 基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---